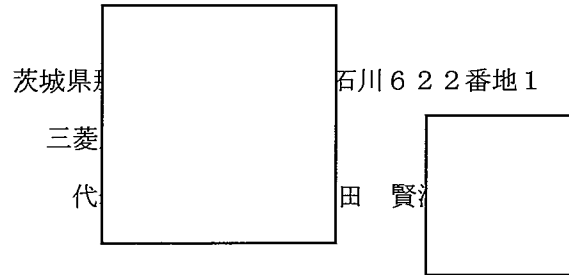


三原燃 第21-0331号
令和3年8月23日

原子力規制委員会 殿



核燃料物質の加工施設の変更に関する設計
及び工事の計画の軽微な変更の届出

令和3年2月25日付け原規規発第2102254号をもって加工施設の変更に関する設計及び工事の計画の認可を受けた申請書について、別紙のとおり軽微な変更をしたので、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第十六条の二第五項の規定に基づき届け出ます。

別 紙

1. 名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 三菱原子燃料株式会社
住所 茨城県那珂郡東海村大字舟石川622番地1
代表者の氏名 代表取締役社長 梅田 賢治

2. 変更に係る加工施設の概要

化学処理施設の建物・構築物及び設備・機器
成形施設の設備・機器
被覆施設の設備・機器
組立施設の設備・機器
核燃料物質の貯蔵施設の設備・機器
放射性廃棄物の廃棄施設の建物・構築物及び設備・機器
その他の加工施設の建物・構築物及び設備・機器

3. 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第十六条の二第一項の

認可年月日及び認可番号

認可年月日 令和3年2月25日

認可番号 原規規発第2102254号

4. 変更の内容

- (1) 検査の方法に係る判定基準について、添付1に示すとおりとする。
- (2) 材料一覧又は構造材の仕様における材料の表記について、添付2に示すとおりとする。
- (3) 仕様表における員数の内訳の表記について、添付3に示すとおりとする。
- (4) 材料一覧表における部位名の表記について、添付4に示すとおりとする。
- (5) 添付図面における凡例の表記について、添付5に示すとおりとする。
- (6) 添付図面における火災源の名称の表記について、添付6に示すとおりとする。
- (7) 添付図面における部位名称及び材料の表記について、添付7に示すとおりとする。

- (8) 添付図面における機器配置について、添付 8 に示すとおりとする。
- (9) 添付書類Ⅱの加工施設の技術基準への適合に関する説明書の資料 2 3 設における員数の表記について、添付 9 に示すとおりとする。

5. 変更の理由

- (1) 本変更の理由は、検査の方法に係る判定基準を明確にするためであり、適合性評価における影響がなく、核燃料物質の加工の事業に関する規則第三条の二第二項に規定される加工施設の保全上支障のない変更該当する。
- (2) 本変更の理由は、材料に係る記載内容の拡充及び材料の表記を適正にするためであり、適合性評価における影響がなく、核燃料物質の加工の事業に関する規則第三条の二第二項に規定される加工施設の保全上支障のない変更該当する。
- (3) 本変更の理由は、機器の員数の内訳の表記を適正にするためであり、適合性評価における影響がなく、核燃料物質の加工の事業に関する規則第三条の二第二項に規定される加工施設の保全上支障のない変更該当する。
- (4) 本変更の理由は、部位名の表記を適正にするためであり、適合性評価における影響がなく、核燃料物質の加工の事業に関する規則第三条の二第二項に規定される加工施設の保全上支障のない変更該当する。
- (5) 本変更の理由は、凡例の表記を適正にするためであり、適合性評価における影響がなく、核燃料物質の加工の事業に関する規則第三条の二第二項に規定される加工施設の保全上支障のない変更該当する。
- (6) 本変更の理由は、火災源の名称の表記を適正にするためであり、適合性評価における影響がなく、核燃料物質の加工の事業に関する規則第三条の二第二項に規定される加工施設の保全上支障のない変更該当する。
- (7) 本変更の理由は、部位名称及び材料の表記を適正にするためであり、適合性評価における影響がなく、核燃料物質の加工の事業に関する規則第三条の二第二項に規定される加工施設の保全上支障のない変更該当する。
- (8) 本変更の理由は、機器配置の表示を適正にするためであり、適合性評価における影響がなく、核燃料物質の加工の事業に関する規則第三条の二第二項に規定される加工施設の保全上支障のない変更該当する。
- (9) 本変更の理由は、機器の員数の内訳の表記を適正にするためであり、適合性評価における影響がなく、核燃料物質の加工の事業に関する規則第三条の二第二

項に規定される加工施設の保全上支障のない変更に該当する。

添付 1

既設部分の検査の方法に関わる申請内容を明確化するため。
 なお、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

表1-3-2 工場操縦機工場の検査の方法

検査項目	検査の方法		判定基準
	検査①	検査②	
2-a. 総括検査	材料	検査対象を「鋼材検査対象(スチール)」により検査する。 検査対象は、検査対象内部分と同一であること。	検査対象は、検査対象内部分と同一であること。 検査対象は、検査対象内部分と同一であること。
	非金属材料	検査対象の箇所を調査されていることを施工業者の品質保証と目録により確認する。 検査対象は、検査対象内部分と同一であること。	
2-b. 3階アルミ複層の検査	検査①	材料	検査対象を「鋼材検査対象(スチール)」により検査する。 検査対象は、検査対象内部分と同一であること。
	検査②	非金属材料	検査対象の箇所を調査されていることを施工業者の品質保証と目録により確認する。 検査対象は、検査対象内部分と同一であること。
品質マネジメントシステムに係る検査	検査①	材料	検査対象を「鋼材検査対象(スチール)」により検査する。 検査対象は、検査対象内部分と同一であること。
	検査②	非金属材料	検査対象の箇所を調査されていることを施工業者の品質保証と目録により確認する。 検査対象は、検査対象内部分と同一であること。

表1-3-2 工場操縦機工場の検査の方法

検査項目	検査の方法		判定基準
	検査①	検査②	
2-a. 総括検査	材料	検査対象を「鋼材検査対象(スチール)」により検査する。 検査対象は、検査対象内部分と同一であること。	検査対象は、検査対象内部分と同一であること。 検査対象は、検査対象内部分と同一であること。
	非金属材料	検査対象の箇所を調査されていることを施工業者の品質保証と目録により確認する。 検査対象は、検査対象内部分と同一であること。	
2-b. 3階アルミ複層の検査	検査①	材料	検査対象を「鋼材検査対象(スチール)」により検査する。 検査対象は、検査対象内部分と同一であること。
	検査②	非金属材料	検査対象の箇所を調査されていることを施工業者の品質保証と目録により確認する。 検査対象は、検査対象内部分と同一であること。
品質マネジメントシステムに係る検査	検査①	材料	検査対象を「鋼材検査対象(スチール)」により検査する。 検査対象は、検査対象内部分と同一であること。
	検査②	非金属材料	検査対象の箇所を調査されていることを施工業者の品質保証と目録により確認する。 検査対象は、検査対象内部分と同一であること。

*材料は鋼(機械的強度、形状公差等)が規定以上ある程度品を確保していることとする

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲み、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲みで示す。

変更前(令和3年2月25日付 原規規発第2102254号にて認可)

変更後

変更理由

既設部分の検査の方法に關わる申請内容を明確化するため。

表2-8-1 新設、追加、改造、変更なしの設備・機器の検査の方法 (2/4)

検査の項目	検査の方法	判定基準
配置	① 設備・機器の配置を目標により確認する。	① 配置が申請内容の通りであること。
	② 設備・機器(煙、防塵カバー)の配置を目標により確認する。	② 配置が申請内容の通りであること。
	③ 燃焼炉、ロータリーキルンの接地状態を目標により確認する。	③ 燃焼炉、ロータリーキルンが申請内容の通り確認されていること。
挿付	① 設備・機器を取り付けるボルトの高さを目標により確認する。	① ボルトの高さが申請内容の通りであること。
	② 設備・機器を取り付けるボルトの寸法を品質試験または測定機器により確認する。	② ボルトの寸法が申請内容の通りであること。
	③ ボルトの挿付け状態を目標により確認する。	③ ボルトまたはナットが緩みなく締め付けられていること。
	④ ボルト、金属カバーの挿付け状態を目標により確認する。	④ ボルトまたはナットが緩みなく締め付けられていること。
系統	① 機器と機器との接続を目標により確認する。	① 申請内容の通りに接続していること。
	② 気体燃焼設備の管路を目標により確認する。	② 申請内容の通りに接続していること。
	③ 設備・機器が非常用電源系統に接続していることを確認する。	③ 非常用電源系統に接続していること。
	④ 内部の圧力を測定する。	④ 設置雰囲気に対して0.0Pa以上の負圧であること。
	⑤ 機器と制御ガス予備系統との接続を目標により確認する。	⑤ 申請内容の通りに接続していること。
	⑥ ユニットの運用されている寸法制限値を測定すること。	⑥ ユニットの運用されている寸法制限値を測定すること。
境界安全	① 各ユニットをそれぞれ中心ユニットとして計算した総立体内角が許容立体内角以下であることを確認する。	① 計算した総立体内角が許容立体内角以下であることを確認すること。
	② ユニットの表面間距離が30.5cm以上であることを、または、機器図に示された設計仕様上の設計仕様を満足することを確認する。	② 立体内法を適用した場合は、ユニット間の表面間距離が30.5cm以上であることを、または、機器図に示された設計仕様上の設計仕様を満足することを確認する。
	③ 関係するユニットの表面間距離を測定する。ユニットの投影最大寸法を測定する。ユニットの投影最大寸法を測定する。ユニットの投影最大寸法を測定する。ユニットの投影最大寸法を測定する。	③ 関係するユニットの表面間距離を測定する。ユニットの投影最大寸法を測定する。ユニットの投影最大寸法を測定する。ユニットの投影最大寸法を測定する。
材料	① 使用材料を品質試験により確認する。	① 材料が申請内容のとおりであること。
	② フードボックスを有する機器について、開口部での風速を風速計により測定する。	② 風速が0.5m/sec以上であること。

2268

2268

表2-8-1 新設、追加、改造、変更なしの設備・機器の検査の方法 (2/4)

検査の項目	検査の方法	判定基準
配置	① 設備・機器の配置を目標により確認する。	① 配置が申請内容の通りであること。
	② 設備・機器(煙、防塵カバー)の配置を目標により確認する。	② 配置が申請内容の通りであること。
	③ 燃焼炉、ロータリーキルンの接地状態を目標により確認する。	③ 燃焼炉、ロータリーキルンが申請内容の通り確認されていること。
挿付	① 設備・機器を取り付けるボルトの高さを目標により確認する。	① ボルトの高さが申請内容の通りであること。
	② 設備・機器を取り付けるボルトの寸法を品質試験または測定機器により確認する。	② ボルトの寸法が申請内容の通りであること。
	③ ボルトの挿付け状態を目標により確認する。	③ ボルトまたはナットが緩みなく締め付けられていること。
	④ ボルト、金属カバーの挿付け状態を目標により確認する。	④ ボルトまたはナットが緩みなく締め付けられていること。
系統	① 機器と機器との接続を目標により確認する。	① 申請内容の通りに接続していること。
	② 気体燃焼設備の管路を目標により確認する。	② 申請内容の通りに接続していること。
	③ 設備・機器が非常用電源系統に接続していることを確認する。	③ 非常用電源系統に接続していること。
	④ 内部の圧力を測定する。	④ 設置雰囲気に対して0.0Pa以上の負圧であること。
	⑤ 機器と制御ガス予備系統との接続を目標により確認する。	⑤ 申請内容の通りに接続していること。
	⑥ ユニットの運用されている寸法制限値を測定すること。	⑥ ユニットの運用されている寸法制限値を測定すること。
境界安全	① 各ユニットをそれぞれ中心ユニットとして計算した総立体内角が許容立体内角以下であることを確認する。	① 計算した総立体内角が許容立体内角以下であることを確認すること。
	② ユニットの表面間距離が30.5cm以上であることを、または、機器図に示された設計仕様上の設計仕様を満足することを確認する。	② 立体内法を適用した場合は、ユニット間の表面間距離が30.5cm以上であることを、または、機器図に示された設計仕様上の設計仕様を満足することを確認する。
	③ 関係するユニットの表面間距離を測定する。ユニットの投影最大寸法を測定する。ユニットの投影最大寸法を測定する。ユニットの投影最大寸法を測定する。	③ 関係するユニットの表面間距離を測定する。ユニットの投影最大寸法を測定する。ユニットの投影最大寸法を測定する。ユニットの投影最大寸法を測定する。
材料	① 使用材料を品質試験により確認する。	① 材料が申請内容のとおりであること。
	② フードボックスを有する機器について、開口部での風速を風速計により測定する。	② 風速が0.5m/sec以上であること。

*材料強度(機械的強度、耐食性など)が同等以上である相当品を申請内容に含まれるものとする。

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

添付 2

変更前(令和3年2月25日付 原規規発第 2102254 号にて認可)

表イ建-2-1 付属建物シリング流淨槽 主要な構造材の仕様表(5/5)

主要な部材寸法及び材質 工事番号及び工事名称		区分	符号*	部材寸法	材質
1-a. 外壁更新		新設	NGR NSP1 NSP2 NOS	ガルバリウム鋼板: 板厚 <input type="text"/> mm 外壁下地材: <input type="text"/> 鉄骨: <input type="text"/> 鉄骨: <input type="text"/>	
1-b. 鉄筋新設		新設	---	鋼板: 板厚 <input type="text"/> mm (外側) 板厚 <input type="text"/> mm (内側)	
1-c. 鉄筋及びシャッタ 補強		新設	---	鉄筋補強材 平鋼 <input type="text"/> 角鋼 <input type="text"/> 角鉄 <input type="text"/> シャッタ補強材 JIS H4100 に定める 断面寸法: 約 <input type="text"/> mm	

*: 図面の符号を示す
(参考)
総付説明書一建2
総付説明書一建3

179

変更後

表イ建-2-1 付属建物シリング流淨槽 主要な構造材の仕様表(5/5)

主要な部材寸法及び材質 工事番号及び工事名称		区分	符号*	部材寸法	材質
1-a. 外壁更新		新設	NGR NSP1 NSP2 NOS	ガルバリウム鋼板: 板厚 <input type="text"/> mm 外壁下地材: <input type="text"/> 鉄骨: <input type="text"/> 鉄骨: <input type="text"/>	
1-b. 鉄筋新設		新設	---	鋼板: 板厚 <input type="text"/> mm (外側) 板厚 <input type="text"/> mm (内側)	
1-c. 鉄筋及びシャッタ 補強		新設	---	鉄筋補強材 平鋼 <input type="text"/> 角鋼 <input type="text"/> シャッタ補強材 JIS H4100 に定める 断面寸法: 約 <input type="text"/> mm	

*: 図面の符号を示す
(参考)
総付説明書一建2
総付説明書一建3

変更理由
材料の表記を適正化するた
め。
なお、適合性評価における
影響がなく、加工施設の保
全上支障のない変更であ
る。

179

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更前(令和3年2月25日付 原規規発第210254号にて認可)

別表イ段-35 リサイクル粉受けホップ 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
リサイクル粉受けホップ(1) リサイクル粉受けホップ(2)	主要な構造物	柱(リサイクル粉受けホップ)	
		柱(リサイクル粉受けホップ(梁台)) はり(リサイクル粉受けホップ(梁台)) 柱(リサイクル粉スクリューフィード) はり(リサイクル粉スクリューフィード)	
	ウランを取り扱う部位	リサイクル粉受けホップ リサイクル粉架配置 ピンブレーカ ロータリバルブ(リサイクル粉受けホップ(1)) リサイクル粉スクリューフィード	
	その他	取付ボルト(リサイクル粉受けホップ(梁台)) 取付ボルト(リサイクル粉スクリューフィード) 取付ボルト(リサイクル粉受けホップ(1)) 取付ボルト(リサイクル粉受けホップ(2)) 取付ボルト(リサイクル粉受けホップ架配置) 逆止弁 オイルパン(ピンブレーカ) オイルパン(ロータリバルブ) オイルパン(リサイクル粉スクリューフィード)	

事業許可との対応：(90), (91)

486

変更後

別表イ段-35 リサイクル粉受けホップ 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
リサイクル粉受けホップ(1) リサイクル粉受けホップ(2)	主要な構造物	柱(リサイクル粉受けホップ)	
		柱(リサイクル粉受けホップ(梁台)) はり(リサイクル粉受けホップ(梁台)) 柱(リサイクル粉スクリューフィード) はり(リサイクル粉スクリューフィード)	
	ウランを取り扱う部位	リサイクル粉受けホップ リサイクル粉架配置 ピンブレーカ ロータリバルブ(リサイクル粉受けホップ(1)) リサイクル粉スクリューフィード	
	その他	取付ボルト(リサイクル粉受けホップ(梁台)) 取付ボルト(リサイクル粉スクリューフィード) 取付ボルト(リサイクル粉受けホップ(1)) 取付ボルト(リサイクル粉受けホップ(2)) 取付ボルト(リサイクル粉受けホップ架配置) 逆止弁 オイルパン(ピンブレーカ) オイルパン(ロータリバルブ) オイルパン(リサイクル粉スクリューフィード)	

事業許可との対応：(90), (91)

486

変更理由

材料の表記を適正化するため。
なお、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更前(令和3年2月25日付 原規規発第 2102254 号にて認可)

表へ続-2-1 付属建物原料貯蔵所 主要な構造材の仕様表(3/3)

主要な部材寸法及び材質			
工事番号及び工事名称	区分	部材寸法	材質
4-a. 東側外壁の鉄筋コンクリート	新設	鉄筋: D10, D13, D16 あと施工アンカー: D13, D16	
		あと施工アンカー: D19	
4-b. 西側外壁の鉄筋コンクリート	新設	鉄筋: D10, D13, D16 鉄筋: D25	
		あと施工アンカー: D13, D16 あと施工アンカー: D19, D22	
4-c. 鉄筋新設	新設	鋼板: 板厚 <input type="text"/> mm (外側) 鉄厚 <input type="text"/> mm (内側)	
4-d. 鉄筋補強	新設	鉄筋補強材 平鋼 <input type="text"/> 角材 <input type="text"/>	

(参考)
添付説明書-建2
添付説明書-建3

1218

変更後

表へ続-2-1 付属建物原料貯蔵所 主要な構造材の仕様表(3/3)

主要な部材寸法及び材質			
工事番号及び工事名称	区分	部材寸法	材質
4-a. 東側外壁の鉄筋コンクリート	新設	鉄筋: D10, D13, D16 鉄筋: D19, D22	
		あと施工アンカー: D13, D16 あと施工アンカー: D19	
4-b. 西側外壁の鉄筋コンクリート	新設	鉄筋: D10, D13, D16 鉄筋: D25	
		あと施工アンカー: D13, D16 あと施工アンカー: D19, D22	
4-c. 鉄筋新設	新設	鋼板: 板厚 <input type="text"/> mm (外側) 鉄厚 <input type="text"/> mm (内側)	
4-d. 鉄筋補強	新設	鉄筋補強材 平鋼 <input type="text"/> 角材 <input type="text"/>	

(参考)
添付説明書-建2
添付説明書-建3

1218

変更理由

材料の表記を適正化するた
め。
なお、適合性評価における
影響がなく、加工施設の保
全上支障のない変更であ
る。

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲み、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲みで示す。

変更前(令和3年2月25日付 原規規発第2102254号にて認可)

表1建-2-1 付属建築物第1 附属物処理所 主要な構造材の仕様表(2/4)

項目	仕様 (工事番号及び工事名称)	対象箇所		
耐震性能及び耐垂直性能等に関する主要な構造材基本仕様	(1) 本体 6-a. 柱脚補強 鉄筋: 縦筋 <input type="text"/> mm, D22 鉄骨: プレース交換補強 他 6-b. 鉄骨プレース交換補強 鉄骨: プレース交換補強 他 6-c. 鉄骨プレース交換補強 鉄骨: プレース交換補強 他 6-d. 鉄骨梁交換補強 鉄骨: 梁筋 <input type="text"/> mm 6-e. 屋根面プレース交換 鉄骨: 鉄骨 <input type="text"/> mm 6-f. 柱補強 鉄骨: 鉄骨 <input type="text"/> mm 6-g. 柱梁仕口部補強 鉄骨: 鉄骨 <input type="text"/> mm 6-h. 柱脚部接合補強	(1) 本体 6-a. 図1建-1-6~12 6-b. 図1建-1-6, 11 6-c. 図1建-1-6~ 10, 12, 18 6-d. 図1建-1-7, 8, 11 6-e. 図1建-1-6, 16 6-f. 図1建-1-7, 10 6-g. 図1建-1-7~ 10, 12, 18 6-h. 図1建-1-6, 9~ 12, 18 (参考) 図1建-1-2(1/3)~ (3/3) 添付説明書-建2		
	耐震性能向上	(1) 本体 6-j. 外壁サイディング補強 外壁: サイディング 鉄骨: 鉄骨 <input type="text"/> mm 6-k. 鋼板新設 鋼板: 縦筋 <input type="text"/> mm 6-l. シヤッタ新設 鋼筋: 縦筋 <input type="text"/> mm 6-m. 鉄筋補強 鉄筋: 鉄筋補強 平鋼: 他	(1) 本体 6-j. 図1建-1-2, 4, 6~14, 15 6-k. 図1建-1-6, 9~ 12 6-l. 図1建-1-1, 4 6-m. 図1建-1-7~1, 4 図1建-1-1, 4 (参考) 図1建-1-2(1/3)~ (3/3) 添付説明書-建3	
		その他 延焼防止及び 防火性能の性能 向上	(1) 本体 6-i. 防火切り壁更新 下地材: 他 石膏ボード: 縦筋 <input type="text"/> mm 他	(1) 本体 6-i. 図1建-1-1 (参考) 図1建-1-2(1/3) 添付説明書-建9

1689

変更後

表1建-2-1 付属建築物第1 附属物処理所 主要な構造材の仕様表(2/4)

項目	仕様 (工事番号及び工事名称)	対象箇所		
耐震性能及び耐垂直性能等に関する主要な構造材基本仕様	(1) 本体 6-a. 柱脚補強 鉄筋: 縦筋 <input type="text"/> mm, D22 鉄骨: プレース交換補強 他 6-b. 鉄骨プレース交換補強 鉄骨: プレース交換補強 他 6-c. 鉄骨プレース交換補強 鉄骨: プレース交換補強 他 6-d. 鉄骨梁交換補強 鉄骨: 梁筋 <input type="text"/> mm 6-e. 屋根面プレース交換 鉄骨: 鉄骨 <input type="text"/> mm 6-f. 柱補強 鉄骨: 鉄骨 <input type="text"/> mm 6-g. 柱梁仕口部補強 鉄骨: 鉄骨 <input type="text"/> mm 6-h. 柱脚部接合補強	(1) 本体 6-a. 図1建-1-6~12 6-b. 図1建-1-6, 11 6-c. 図1建-1-6~ 10, 12, 18 6-d. 図1建-1-7, 8, 11 6-e. 図1建-1-6, 16 6-f. 図1建-1-7, 10 6-g. 図1建-1-7~ 10, 12, 18 6-h. 図1建-1-6, 9~ 12, 18 (参考) 図1建-1-2(1/3)~ (3/3) 添付説明書-建2		
	耐震性能向上	(1) 本体 6-j. 外壁サイディング補強 外壁: サイディング 鉄骨: 鉄骨 <input type="text"/> mm 6-k. 鋼板新設 鋼板: 縦筋 <input type="text"/> mm 6-l. シヤッタ新設 鋼筋: 縦筋 <input type="text"/> mm 6-m. 鉄筋補強 鉄筋: 鉄筋補強 平鋼: 他	(1) 本体 6-j. 図1建-1-2, 4, 6~14, 15 6-k. 図1建-1-6, 9~ 12 6-l. 図1建-1-1, 4 6-m. 図1建-1-7~1, 4 図1建-1-1, 4 (参考) 図1建-1-2(1/3)~ (3/3) 添付説明書-建3	
		その他 延焼防止及び 防火性能の性能 向上	(1) 本体 6-i. 防火切り壁更新 下地材: 他 石膏ボード: 縦筋 <input type="text"/> mm 他	(1) 本体 6-i. 図1建-1-1 (参考) 図1建-1-2(1/3) 添付説明書-建9

1689

変更理由

材料に係る記載内容を拡充及び材料表記を適正化するため。
なお、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲み、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲みで示す。

変更前(令和3年2月25日付 原規規発第 2102254 号にて認可)

表1.建-2-1 付属建築物第1 廃棄物処理所 主要な構造材の仕様表(4/4)

主要な部材寸法及び材質		主要な構造材の仕様表(4/4)	
工事番号及び工事名称	区分	部材寸法	材質
6-a. 柱脚補強	新設	—	—
6-b. 鉄骨ブレース新設	新設	NB1	—
6-c. 鉄骨ブレース交換補強	—	NB1A	—
6-d. 鉄骨梁交換補強	—	NB+1	—
	—	NB+2	—
	—	NB+3	—
	—	NB+4	—
	—	NB+5	—
	—	NB+6	—
	—	NB+11	—
	—	NB+12	—
	既設	—	—
6-e. 屋根面ブレース追加	新設	NBBr1	—
	既設	—	—
6-f. 柱補強	既設	NBCT	—
	既設	—	—
6-g. 柱梁接口部補強	新設	—	—
6-h. 柱頭部溶接補強	新設	—	—
6-i. 間仕切り壁更新	新設	—	—
6-j. 外壁サイディング補強	新設	—	—
	新設	NGIR	—
	—	NP1	—
	—	NP2	—
	—	NP3	—
	—	NP4	—
	—	NP5	—
	—	NGC1	—
	—	NGC2	—
	—	NGC3	—
	—	NGC4	—
	—	NGC5	—
	—	NGC1	—
6-k. 鋼板新設	新設	—	—
6-l. シヤッター新設	新設	—	—
6-m. 鉄筋補強	新設	—	—

*: 図面の符号を示す
(参考)
添付説明書一巻2
添付説明書一巻3

1671

変更後

表1.建-2-1 付属建築物第1 廃棄物処理所 主要な構造材の仕様表(4/4)

主要な部材寸法及び材質		主要な構造材の仕様表(4/4)	
工事番号及び工事名称	区分	部材寸法	材質
6-a. 柱脚補強	新設	—	—
6-b. 鉄骨ブレース新設	新設	NB1	—
6-c. 鉄骨ブレース交換補強	—	NB1A	—
6-d. 鉄骨梁交換補強	—	NB+1	—
	—	NB+2	—
	—	NB+3	—
	—	NB+4	—
	—	NB+5	—
	—	NB+6	—
	—	NB+11	—
	—	NB+12	—
	既設	—	—
6-e. 屋根面ブレース追加	新設	NBBr1	—
	既設	—	—
6-f. 柱補強	新設	NBCT	—
	既設	—	—
6-g. 柱梁接口部補強	新設	—	—
6-h. 柱頭部溶接補強	新設	—	—
6-i. 間仕切り壁更新	新設	—	—
6-j. 外壁サイディング補強	新設	—	—
	新設	NGIR	—
	—	NP1	—
	—	NP2	—
	—	NP3	—
	—	NP4	—
	—	NP5	—
	—	NGC1	—
	—	NGC2	—
	—	NGC3	—
	—	NGC4	—
	—	NGC5	—
	—	NGC1	—
6-k. 鋼板新設	新設	—	—
6-l. シヤッター新設	新設	—	—
6-m. 鉄筋補強	新設	—	—

*: 図面の符号を示す
(参考)
添付説明書一巻2
添付説明書一巻3

1671

変更理由
材料に係る記載内容を拡充及び材料表記を適正化するため。
なお、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲み、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲みで示す。

変更前(令和3年2月25日付 原規規発第2102254号にて認可)

表1-2-3 付属建物第2階乗物処理所 主要な構造材の仕様表(2/5)

項目	仕様(工事番号及び工事名称)	対象図面
耐震性能 向上	(1)本体 8-a. 柱梁仕口部補強 鋼板: 板厚 <input type="text"/> mm 他 <input type="text"/> (2)南北渡り廊下 8-b. エキスパンションジョイント改修(注1) 鋼板: 板厚(屋外) <input type="text"/> mm 止水シート: 厚さ <input type="text"/> mm (参考) 図4建-1-2(1/3)~(3/3) 添付説明書-建2	(1)本体 8-a. 図1建-3-7~13 (2)南北渡り廊下 8-b. 図1建-1-5, 図1建-3-1 (参考) 図4建-1-2(1/3)~(3/3) 添付説明書-建2
耐震 性能向上	(1)本体 8-e. 鉄筋新設 鋼板: (2)本体及び南北渡り廊下 8-e. 鋼板新設 鋼板: 板厚 8-f. 外壁サイディング補強 外壁: サイディング 下地材: <input type="text"/> mm 他 <input type="text"/> エキスパンションジョイント 鋼板: 板厚(屋外) <input type="text"/> mm 8-h. 鉄筋補強 平鋼 鉄筋補強材	(1)本体 8-e. 図1建-1-8, 7 図1建-3-1, 4 (2)本体及び南北渡り廊下 8-e. 図1建-3-1 8-f. 図1建-3-1 8-g. 図1建-1-5, 図1建-3-1~4, 8-21 8-h. 図1建-1-8, 7 1-7-1, 図1建-3-1~2, 4
その他 延焼防止及 び閉じ込め 性能向上	(3)南北渡り廊下 8-1. 折板追加補強 折板: 板厚 鉄骨: (参考) 図4建-1-2(1/3)~(3/3) 添付説明書-建3	(3)南北渡り廊下 8-1. 図1建-3-3 (参考) 図4建-1-2(1/3)~(3/3) 添付説明書-建3
その他 延焼防止及 び閉じ込め 性能向上	(1)本体 8-b. 外部階段鉄筋 下地材: <input type="text"/> mm 8-c. 耐火壁追加 下地材: <input type="text"/> mm 他 <input type="text"/> 石膏ボード: 板厚 <input type="text"/> mm (×2)	(1)本体 8-b. 図1建-3-1~2, 4, 8-7 8-c. 図1建-3-1~2 (参考) 図4建-1-2(1/3)~(2/3) 添付説明書-建8

注1) シリンダ管桁梁とのエキスパンションジョイント①及び第1階乗物処理所とエキスパンションジョイント②は図1建-1-5に示す。

1675

変更後

表1-2-3 付属建物第2階乗物処理所 主要な構造材の仕様表(2/5)

項目	仕様(工事番号及び工事名称)	対象図面
耐震性能 向上	(1)本体 8-a. 柱梁仕口部補強 鋼板: 板厚 <input type="text"/> mm 他 <input type="text"/> (2)南北渡り廊下 8-b. エキスパンションジョイント改修(注1) 鋼板: 板厚(屋外) <input type="text"/> mm 止水シート: 厚さ <input type="text"/> mm (参考) 図4建-1-2(1/3)~(3/3) 添付説明書-建2	(1)本体 8-a. 図1建-3-7~13 (2)南北渡り廊下 8-b. 図1建-1-5, 図1建-3-1 (参考) 図4建-1-2(1/3)~(3/3) 添付説明書-建2
耐震 性能向上	(1)本体 8-e. 鉄筋新設 鋼板: (2)本体及び南北渡り廊下 8-e. 鋼板新設 鋼板: 板厚 8-f. 外壁サイディング補強 外壁: サイディング 下地材: <input type="text"/> mm 他 <input type="text"/> エキスパンションジョイント 鋼板: 板厚(屋外) <input type="text"/> mm 8-h. 鉄筋補強 平鋼 鉄筋補強材	(1)本体 8-e. 図1建-1-8, 7 図1建-3-1, 4 (2)本体及び南北渡り廊下 8-e. 図1建-3-1 8-f. 図1建-3-1 8-g. 図1建-1-5, 図1建-3-1~4, 8-21 8-h. 図1建-1-8, 7 1-7-1, 図1建-3-1~2, 4
その他 延焼防止及 び閉じ込め 性能向上	(3)南北渡り廊下 8-1. 折板追加補強 折板: 板厚 鉄骨: (参考) 図4建-1-2(1/3)~(3/3) 添付説明書-建3	(3)南北渡り廊下 8-1. 図1建-3-3 (参考) 図4建-1-2(1/3)~(3/3) 添付説明書-建3
その他 延焼防止及 び閉じ込め 性能向上	(1)本体 8-b. 外部階段鉄筋 下地材: <input type="text"/> mm 8-c. 耐火壁追加 下地材: <input type="text"/> mm 他 <input type="text"/> 石膏ボード: 板厚 <input type="text"/> mm (×2)	(1)本体 8-b. 図1建-3-1~2, 4, 8-7 8-c. 図1建-3-1~2 (参考) 図4建-1-2(1/3)~(2/3) 添付説明書-建8

注1) シリンダ管桁梁とのエキスパンションジョイント①及び第1階乗物処理所とエキスパンションジョイント②は図1建 1-5に示す。

1675

変更理由

材料に係る記載内容を拡充
化するため。
なお、適合性評価における
影響がなく、加工施設の保
全上支障のない変更であ
る。

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更前(令和3年2月25日付 原規規発第 2102254 号にて認可)

表ト建-2-3 付属建築物第2 廃棄物処理所 主要な構造物の仕様表(5/6)

主要な部材寸法及び材質		主要な部材寸法及び材質	
工事番号及び工事名称	区分	部材寸法	材質
8-a. 柱梁仕口部補強	新設		
8-b. 外廊階段修葺	新設		
8-c. 耐久塗油	新設		
8-d. エキスパンションジョイント改造	新設		
8-e. 鋼板新設	新設		
8-f. 外廊サイディング補強	新設		
8-g. 鉄筋新設	新設		
8-h. 鉄筋補強	新設		
8-i. 折板屋根補強	新設		

*: 図面の符号を示す
(参考)
添付説明書一建2
添付説明書一建3

1678

変更後

表ト建-2-3 付属建築物第2 廃棄物処理所 主要な構造物の仕様表(5/6)

主要な部材寸法及び材質		主要な部材寸法及び材質	
工事番号及び工事名称	区分	部材寸法	材質
8-a. 柱梁仕口部補強	新設		
8-b. 外廊階段修葺	新設		
8-c. 耐久塗油	新設		
8-d. エキスパンションジョイント改造	新設		
8-e. 鋼板新設	新設		
8-f. 外廊サイディング補強	新設		
8-g. 鉄筋新設	新設		
8-h. 鉄筋補強	新設		
8-i. 折板屋根補強	新設		

*: 図面の符号を示す
(参考)
添付説明書一建2
添付説明書一建3

1678

変更理由

材料に係る記載内容を拡充及び材料表記を適正化するため。
なお、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更前(令和3年2月25日付 原規規発第2102264号にて認可)

表ト建-2-4 付属建築物3 既築物倉庫 主要な構造材の仕様表(1/2)

建築物の種類	(1)付属建築物3 既築物倉庫 ①第3 既築物倉庫 構造：鉄骨造 基礎：鉄骨下ダイディング 屋根：折板 基礎：杭基礎 支持方法：十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持 ②第3 既築物倉庫床 構造：土間コンクリート造 支持方法：十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 地盤：長期許容応力度 50kN/m ² 以上、短期許容応力度 100kN/m ² 以上の地盤近くのローム層
主要な構造材	(1)付属建築物3 既築物倉庫 ①鉄筋コンクリート ・鉄筋：JIS G3112 に定める鉄筋 ・コンクリート：JIS A5308 に定めるコンクリート (密度：2.05g/cm ³ 以上) 既設基礎盤、既存床：設計基礎強度 20.6N/mm ² ②鉄骨：JIS G3192 に定める薄形鋼、H形鋼 JIS G3194 に定める平鋼 JIS G3466 に定める角形鋼管 JIS G3350 に定める薄形鋼、Z形鋼 ③外壁：上和の鉄骨 サイディング：JIS G3322 に定める ④屋根：JIS G3322 に定める ⑤床：土間コンクリート ⑥柱：JIS A5372 に定める遠心カプレストレストコンクリート杭 杭長さ：[]mm 杭径：[]mm 杭先端強度：設計 GI から-7.7m

(参考)
添付説明書一建2
添付説明書一建3

耐震性能及び耐衝撃性能等の適合に関する主要な構造材基本仕様

項目	仕様 (工事番号及び工事名称)	対象図面
耐震性能 性能向上	(1)本体 9-a. 外壁更新 外壁：サイディング 外壁下地材：[] 鉄骨：[] 吹付断火被覆材：[] 9-b. 鉄筋補強 鉄筋補強材 平鋼 9-c. シヤック交換 鋼板：板厚 [] 9-d. 折板継ぎ追加 折板：板厚 [] 鉄骨：[]	(1)本体 9-a. 図ト建-4-0, 8, 11~12, 14~17 9-b. 図ト建-4-4, 0, 8 9-c. 図ト建-4-4, 0, 8 9-d. 図ト建-4-7~8, 13 (参考) 図ト建-4-1(1/2)~ (2/2) 添付説明書一建2 添付説明書一建3

1679

変更後

表ト建-2-4 付属建築物3 既築物倉庫 主要な構造材の仕様表(1/2)

建築物の種類	(1)付属建築物3 既築物倉庫 ①第3 既築物倉庫 構造：鉄骨造 基礎：鉄骨下ダイディング 屋根：折板 基礎：杭基礎 支持方法：十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持 ②第3 既築物倉庫床 構造：土間コンクリート造 支持方法：十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 地盤：長期許容応力度 50kN/m ² 以上、短期許容応力度 100kN/m ² 以上の地盤近くのローム層
主要な構造材	(1)付属建築物3 既築物倉庫 ①鉄筋コンクリート ・鉄筋：JIS G3112 に定める鉄筋 ・コンクリート：JIS A5308 に定めるコンクリート (密度：2.05g/cm ³ 以上) 既設基礎盤、既存床：設計基礎強度 20.6N/mm ² ②鉄骨：JIS G3192 に定める薄形鋼、H形鋼 JIS G3194 に定める平鋼 JIS G3466 に定める角形鋼管 JIS G3350 に定める薄形鋼、Z形鋼 ③外壁：上和の鉄骨 サイディング：JIS G3322 に定める ④屋根：JIS G3322 に定める ⑤床：土間コンクリート ⑥柱：JIS A5372 に定める遠心カプレストレストコンクリート杭 杭長さ：[]mm 杭径：[]mm 杭先端強度：設計 GI から-7.7m

(参考)
添付説明書一建2
添付説明書一建3

耐震性能及び耐衝撃性能等の適合に関する主要な構造材基本仕様

項目	仕様 (工事番号及び工事名称)	対象図面
耐震性能 性能向上	(1)本体 9-a. 外壁更新 外壁：サイディング 外壁下地材：[] 鉄骨：[] 吹付断火被覆材：[] 9-b. 鉄筋補強 鉄筋補強材 平鋼 9-c. シヤック交換 鋼板：板厚 [] 9-d. 折板継ぎ追加 折板：板厚 [] 鉄骨：[]	(1)本体 9-a. 図ト建-4-0, 8, 11~12, 14~17 9-b. 図ト建-4-4, 0, 8 9-c. 図ト建-4-4, 0, 8 9-d. 図ト建-4-7~8, 13 (参考) 図ト建-4-1(1/2)~ (2/2) 添付説明書一建2 添付説明書一建3

1679

変更理由
材料の表記を適正化するた
め。
なお、適合性評価における
影響がなく、加工施設の保
全上支障のない変更であ
る。

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲み、変更箇所を赤字下線もしくは赤線囲みで示す。

変更前(令和3年2月25日付 原規規発第 2102254 号にて認可)

表ト建-2-4 付属建築物3 積集物倉庫 主要な構造材の仕様表(2/2)

主要な部材寸法及び材質 工事番号及び工事名称 9-a. 外壁更新		区分	符号*	部材寸法	材質
		新設	— NGIR NSP1 NSP2 NSP3 NSP4 NSP5 NSB1 NSB2 NSB3 NSB4 NSCB1		
		既設	—		
	9-b. 屋根補強	新設	—		
	9-c. シヤツタ更新	新設	—		
	9-d. 折板張替え補強	新設	NPR		
		既設	—		

*: 図面の符号を示す
(参考)
添付説明書-巻2
添付説明書-巻3

1680

変更後

表ト建-2-4 付属建築物3 積集物倉庫 主要な構造材の仕様表(2/2)

主要な部材寸法及び材質 工事番号及び工事名称 9-a. 外壁更新		区分	符号*	部材寸法	材質
		新設	— NGIR NSP1 NSP2 NSP3 NSP4 NSP5 NSB1 NSB2 NSB3 NSB4 NSCB1		
		既設	—		
	9-b. 屋根補強	新設	—		
	9-c. シヤツタ更新	新設	—		
	9-d. 折板張替え補強	新設	NPR		
		既設	—		

*: 図面の符号を示す
(参考)
添付説明書-巻2
添付説明書-巻3

1680

変更理由

材料の表記を適正化するた
め。
なお、適合性評価における
影響がなく、加工施設の保
全上支障のない変更であ
る。

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更前(令和3年2月25日付 原規規発第2102254号にて認可)

変更後

変更理由

材料の表記を適正化するた
め。
なお、適合性評価における
影響がなく、加工施設の保
全上支障のない変更であ
る。

別表1取-液1 転換第1脱液貯槽 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
転換第1脱液貯槽	主要な構造物	柱(転換第1脱液貯槽)	
		柱(転換第1脱液貯槽架台)	
	脱液と接触する部 位	はり(転換第1脱液貯槽架台)	
		転換第1脱液貯槽本体	
その他	配管		
	脱液送液ポンプ		
	アンカーボルト(転換第1脱液貯槽架台)		
	取付ボルト(転換第1脱液貯槽)		
	金属製カバー 液位計(脱液部)		
		オイルパン	

事業許可との対応：(707), (708)

1978

別表1取-液1 転換第1脱液貯槽 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
転換第1脱液貯槽	主要な構造物	柱(転換第1脱液貯槽)	
		柱(転換第1脱液貯槽架台)	
	脱液と接触する部 位	はり(転換第1脱液貯槽架台)	
		転換第1脱液貯槽本体	
その他	配管		
	脱液送液ポンプ		
	アンカーボルト(転換第1脱液貯槽架台)		
	取付ボルト(転換第1脱液貯槽)		
	金属製カバー 液位計(脱液部)		
		オイルパン	

事業許可との対応：(707), (708)

1978

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更前(令和3年2月25日付 原規規発第2102254号にて認可)	変更後	変更理由																														
<p style="text-align: center;">添脱離2-IV.付2-2表 鉄骨部材一覧</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">区分</th> <th style="width: 10%;">部材</th> <th style="width: 10%;">符号</th> <th style="width: 10%;">部材断面</th> <th style="width: 10%;">材質</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">新設</td> <td colspan="4" style="height: 100px;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">既設</td> <td colspan="4" style="height: 100px;"></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">5031</p>	区分	部材	符号	部材断面	材質	新設					既設					<p style="text-align: center;">添脱離2-IV.付2-2表 鉄骨部材一覧</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">区分</th> <th style="width: 10%;">部材</th> <th style="width: 10%;">符号</th> <th style="width: 10%;">部材断面</th> <th style="width: 10%;">材質</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">新設</td> <td colspan="4" style="height: 100px;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">既設</td> <td colspan="4" style="height: 100px;"></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">5031</p>	区分	部材	符号	部材断面	材質	新設					既設					<p>材料に係る記載内容を拡充化するため。 なお、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。</p>
区分	部材	符号	部材断面	材質																												
新設																																
既設																																
区分	部材	符号	部材断面	材質																												
新設																																
既設																																

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更前(令和3年2月25日付 原規規発第2102254号にて認可)

添付説明書一巻 2-VI付録2

第2廃棄物処理所 部材一覧

鉄骨部材、基礎梁、基礎に関する各部材一覧(配筋図)を、添説建2-VI.付2-1表~添説建2

-VI.付2-8表に示す。

区分	部材	符号	部材断面	材質
新設	柱	NC1		
		NC2		
	間柱	NP1		
		NP2		
		NP3		
		NP4		
	大梁	NG1		
		NG2		
	水平梁 (耐風梁)	NI1		
		NI2		
		NI3		
		NI4		
	片持ち梁	NI5		
		NI6		
		NI7		
NI8				
水平ブレース	NB1			
鉛直ブレース	NB2			
既設	脚縁	NC1R		
	柱	2C1		
		C2		
		C3		
	間柱	P1		
		P2		
		P3		
		P4		
	大梁	P5		
		P6		
		G1		
		G2		
	小梁	G3		
		G4		
		B1		
B2				
B3				
B4				
IG1				
IG2				
CG1				
IB1				
水平ブレース	IB2			
	B1			
	B2			
	B3			
脚縁	G1R			
	G2R			

5070

変更後

添付説明書一巻 2-VI付録2

第2廃棄物処理所 部材一覧

鉄骨部材、基礎梁、基礎に関する各部材一覧(配筋図)を、添説建2-VI.付2-1表~添説建2

-VI.付2-8表に示す。

区分	部材	符号	部材断面	材質
新設	柱	NC1		
		NC2		
	間柱	NP1		
		NP2		
		NP3		
		NP4		
	大梁	NG1		
		NG2		
	水平梁 (耐風梁)	NI1		
		NI2		
		NI3		
		NI4		
	片持ち梁	NI5		
		NI6		
		NI7		
NI8				
水平ブレース	NB1			
鉛直ブレース	NB2			
既設	脚縁	NC1R		
	柱	2C1		
		C2		
		C3		
	間柱	P1		
		P2		
		P3		
		P4		
	大梁	P5		
		P6		
		G1		
		G2		
	小梁	G3		
		G4		
		B1		
B2				
B3				
B4				
IG1				
IG2				
CG1				
IB1				
水平ブレース	IB2			
	B1			
	B2			
	B3			
脚縁	G1R			
	G2R			

5070

変更理由
材料に係る記載内容を拡充化するため。
なお、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲み、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲みで示す。

添付 3

変更前(令和3年2月25日付 原規規発第2102264号にて認可)

表へ取-38 仕上りベレット貯蔵棚 仕様表 (1/2)

事業者などの 名称	許可番号(日付) 原規 原規番号	原規規発第171011号(平成28年11月1日付)
設置場所	(158) 03-ベレット貯蔵設備 仕上りベレット貯蔵棚	
設備名	(1) 上層棟 取組工事 ベレット貯蔵架 (2) 上層棟 取組工事 ベレット貯蔵架 (3) 上層棟 取組工事 ベレット貯蔵架 03-ベレット貯蔵設備 仕上りベレット貯蔵架 (1) 仕上りベレット貯蔵架 (2) 仕上りベレット貯蔵架 (3) 仕上りベレット貯蔵架 (構造型)	
変更内容	(1) 改造 ・ 耐震補強のため、壁柱を撤去し、改造した壁柱を新設する。 (2) 改造 ・ 耐震性向上のための積載防止板を設置する。 ・ 転倒防止のための転倒防止品部を設置する。 (3) 改造 ・ 耐震性向上のための積載防止板を設置する。 ・ 転倒防止のための転倒防止品部を設置する。	
異状	1式 (1) 10基 (2) 110基 (3) 別基	
一般 仕様	型式 ローラーコンベア式 主要な構造材 別表へ取-38 寸法(単位: m) (1) <input type="text"/> (2) <input type="text"/> (3) <input type="text"/> その他の構造仕様 ベレットトレイ - 取組工事 1589 [4.1-取] 積載制限値を設定する。 取組高さ 50cm以下 取組間隔 10~15cm以下 中柱下部に取組防止を確保し、取組高さ上の取組仕付については、取組高さ-38参照 [4.2-取] 貯蔵棚取組時の積載安全係数と取組用コードで確認した後、立休方法により安全であることを確認された位置に貯蔵棚を設置する。 (取組高さ-3、取組間隔-100) [4.3-取] 工場構内に設置する。(後継品との互換については次回以降参照する) [4.4-取] 十分に支持条件を有する基礎及び構築上に設置された工場構内工場の土間コンクリートに設置する。	

1304

変更後

表へ取-38 仕上りベレット貯蔵棚 仕様表 (1/2)

事業者などの 名称	許可番号(日付) 原規 原規番号	原規規発第171011号(平成28年11月1日付)
設置場所	(158) 03-ベレット貯蔵設備 仕上りベレット貯蔵棚	
設備名	(1) 上層棟 取組工事 ベレット貯蔵架 (2) 上層棟 取組工事 ベレット貯蔵架 (3) 上層棟 取組工事 ベレット貯蔵架 03-ベレット貯蔵設備 仕上りベレット貯蔵架 (1) 仕上りベレット貯蔵架 (2) 仕上りベレット貯蔵架 (3) 仕上りベレット貯蔵架 (構造型)	
変更内容	(1) 改造 ・ 耐震補強のため、壁柱を撤去し、改造した壁柱を新設する。 (2) 改造 ・ 耐震性向上のための積載防止板を設置する。 ・ 転倒防止のための転倒防止品部を設置する。 (3) 改造 ・ 耐震性向上のための積載防止板を設置する。 ・ 転倒防止のための転倒防止品部を設置する。	
異状	1式 (1) 10基 (2) 110基 (3) 別基	
一般 仕様	型式 ローラーコンベア式 主要な構造材 別表へ取-38 寸法(単位: m) (1) <input type="text"/> (2) <input type="text"/> (3) <input type="text"/> その他の構造仕様 ベレットトレイ - 取組工事 1589 [4.1-取] 積載制限値を設定する。 取組高さ 50cm以下 取組間隔 10~15cm以下 中柱下部に取組防止を確保し、取組高さ上の取組仕付については、取組高さ-38参照 [4.2-取] 貯蔵棚取組時の積載安全係数と取組用コードで確認した後、立休方法により安全であることを確認された位置に貯蔵棚を設置する。 (取組高さ-3、取組間隔-100) [4.3-取] 工場構内に設置する。(後継品との互換については次回以降参照する) [4.4-取] 十分に支持条件を有する基礎及び構築上に設置された工場構内工場の土間コンクリートに設置する。	

1304

変更理由
機器の員数の内訳の表記を適正化するため。
なお、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

添付 4

変更前(令和3年2月25日付 原規規発第2102254号にて認可)

別表へ取-11 運搬台車 材料一覧

機番名	部位	部位名	材料
運搬台車(1)~(7)	主要な構造材	柱 (運搬台車(1)~(7))	
		はり (運搬台車(1)~(7))	
	ウランを取り扱う部位	—	
その他	アンカーボルト (運搬台車(1)~(7))		
	落下防止ピン		
	落下防止棒		
	ストッパ		

作業許可との対応：(604)

1368

変更後

別表へ取-11 運搬台車 材料一覧

機番名	部位	部位名	材料
運搬台車(1)~(7)	主要な構造材	柱 (運搬台車(1)~(7))	
		はり (運搬台車(1)~(7))	
	ウランを取り扱う部位	—	
その他	アンカーボルト (運搬台車(1)~(7))		
	落下防止ピン		
	落下防止棒		
	ストッパ		

作業許可との対応：(604)

1368

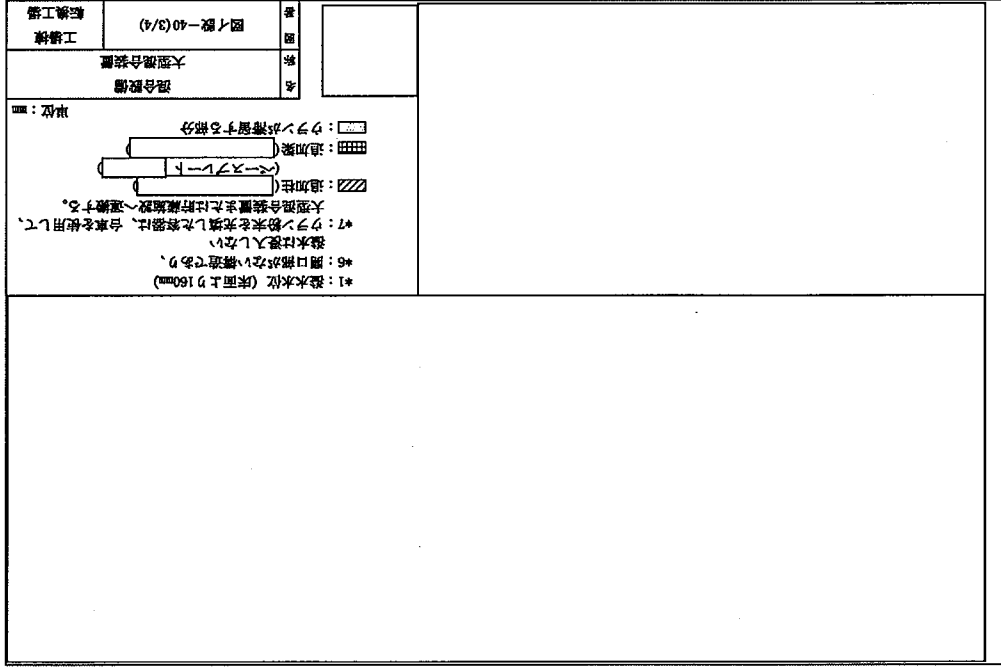
変更理由

部位名の表記を適正化するため。
 なお、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

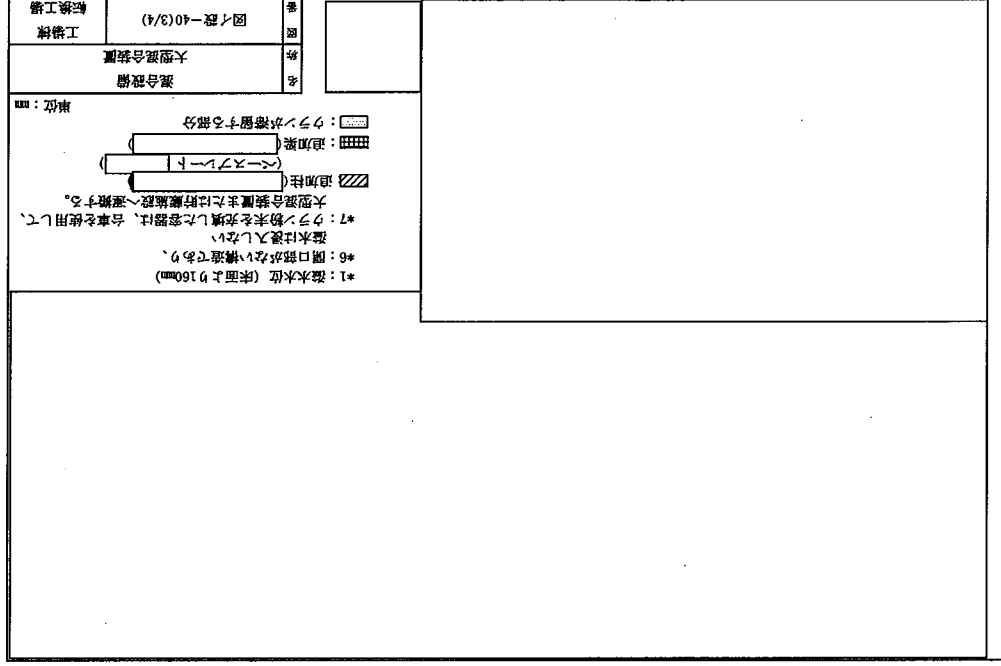
添付 5

変更前(令和3年2月25日付 原規規発第 2102254号にて認可)



2771

変更後



2771

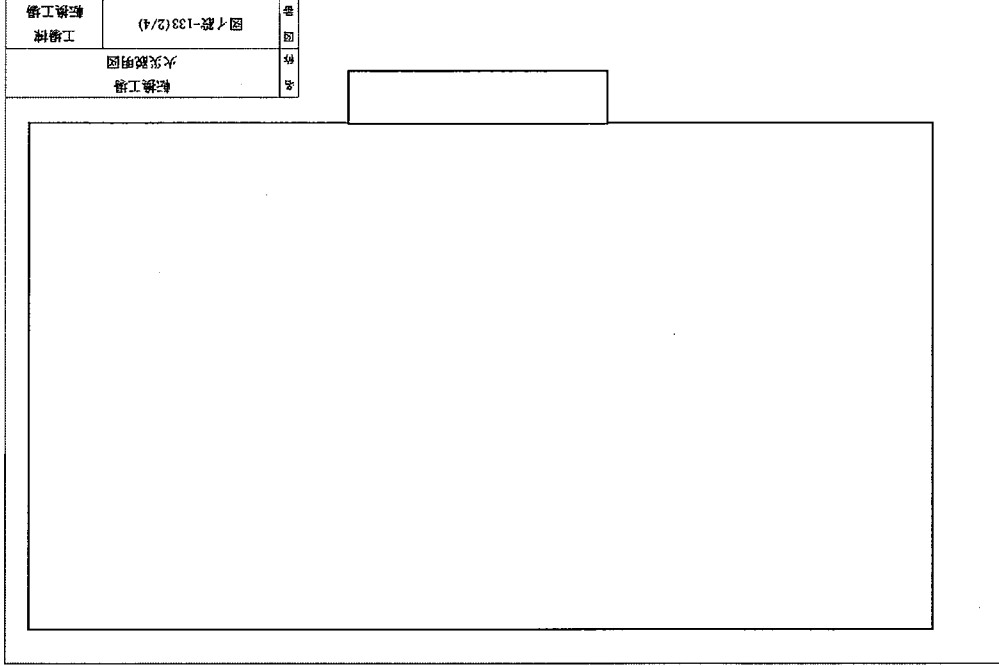
変更理由

凡例の表記を適正化するた
め。
なお、適合性評価における
影響がなく、加工施設の保
全上支障のない変更であ
る。

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

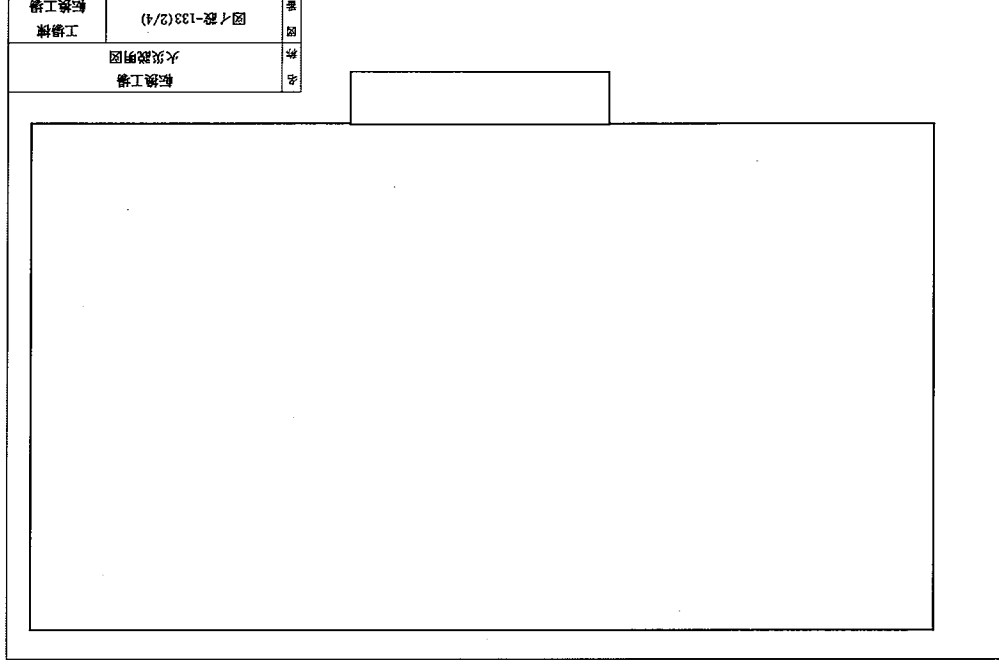
添付 6

変更前(令和3年2月25日付 原規規発第2102254号にて認可)



2943

変更後



2943

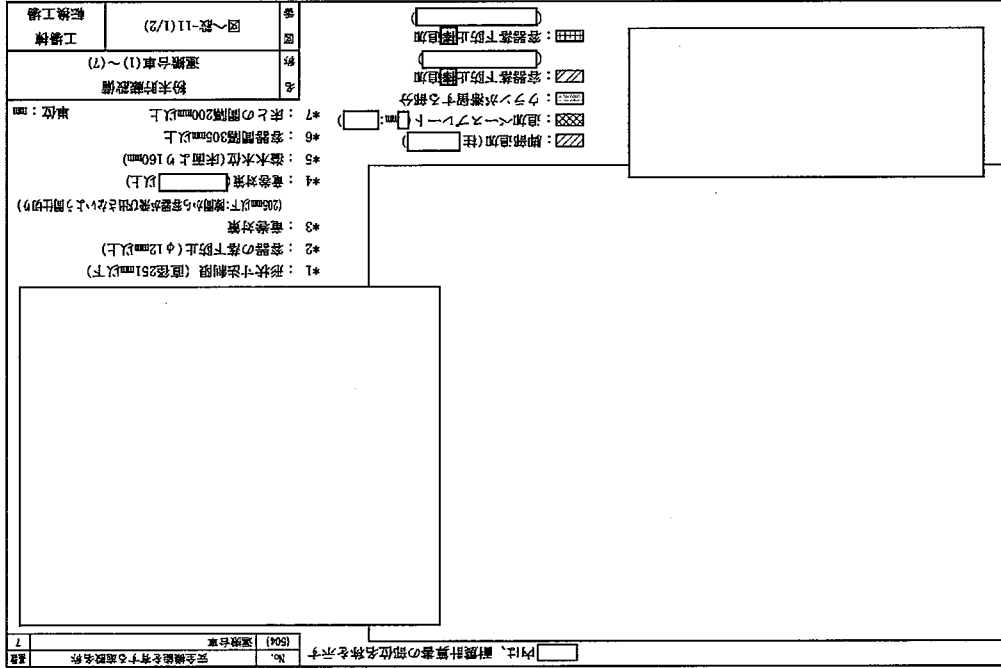
変更理由

火災源の名称の表記を適正化するため。
 なお、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

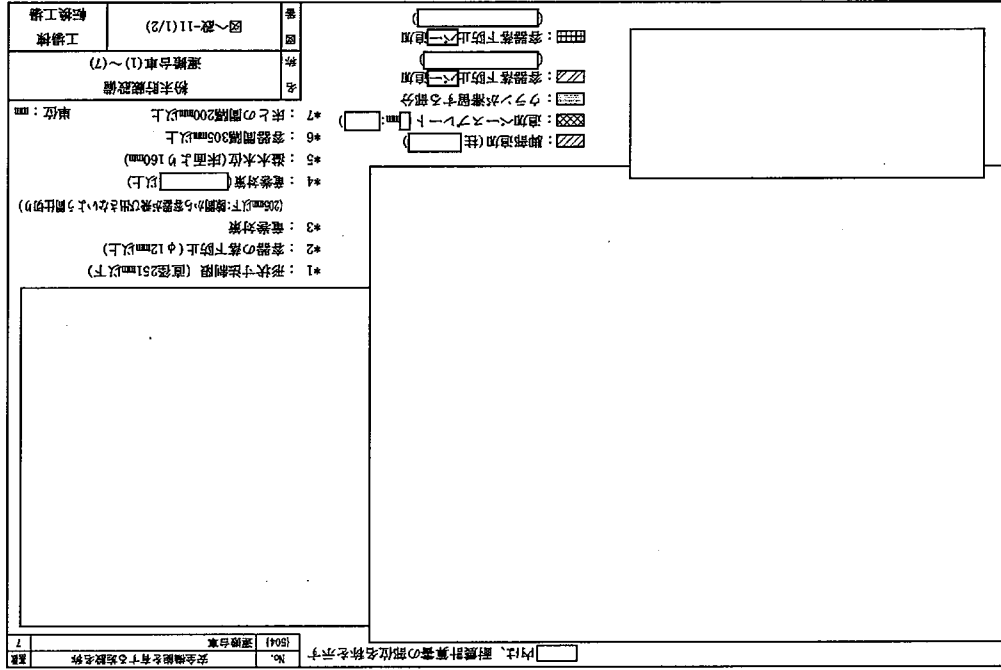
添付 7

変更前(令和3年2月25日付 原規規発第 2102254 号にて認可)



3503

変更後



3503

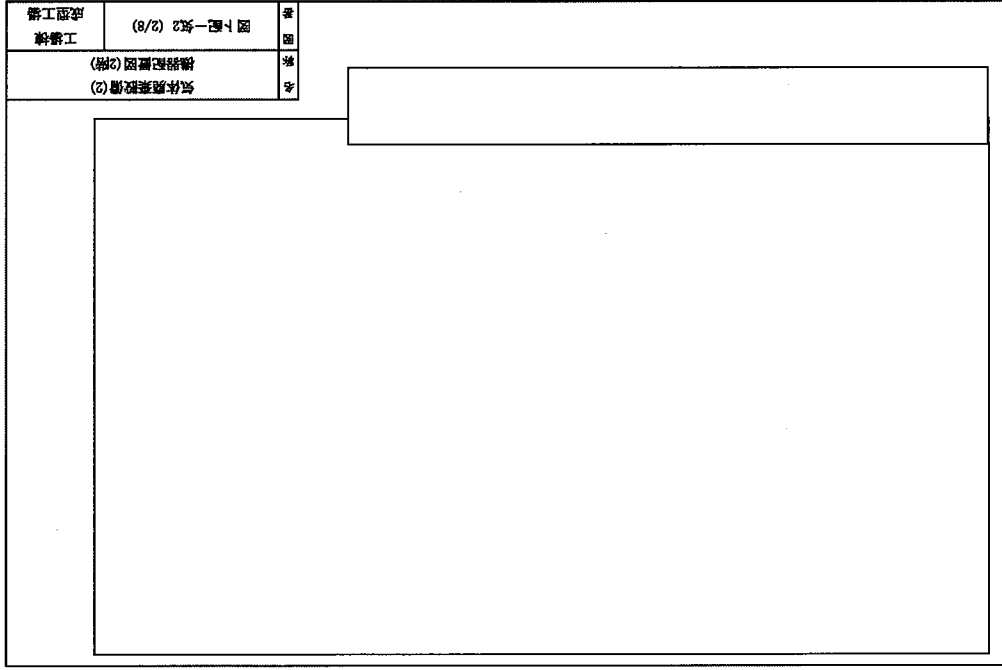
変更理由

部位名称及び材料の表記を適正化するため。
 なお、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

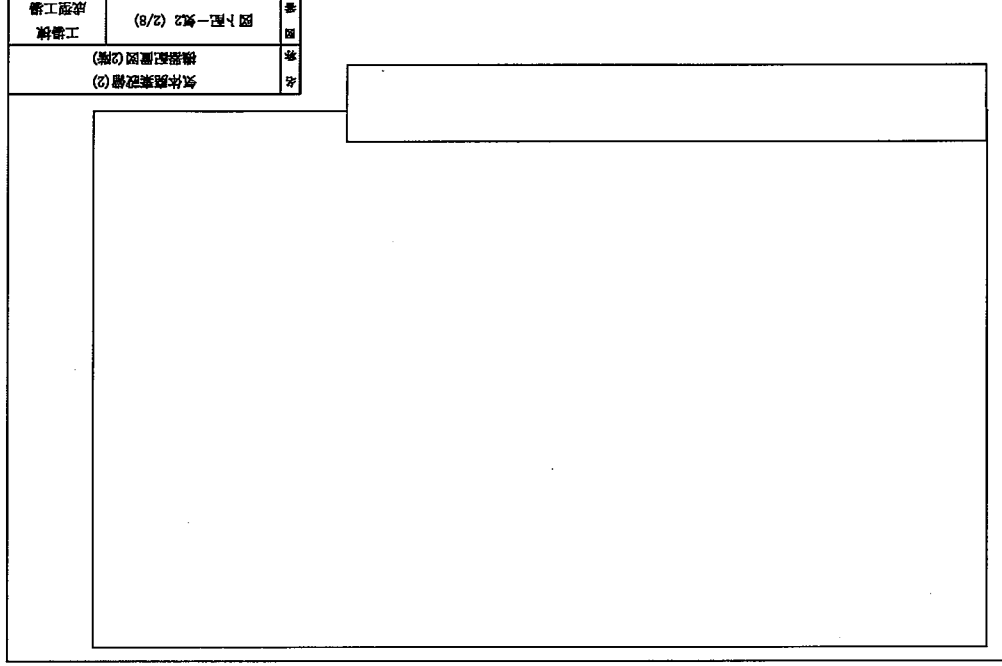
添付 8

変更前(令和3年2月25日付 原規規発第2102254号にて認可)



3575

変更後



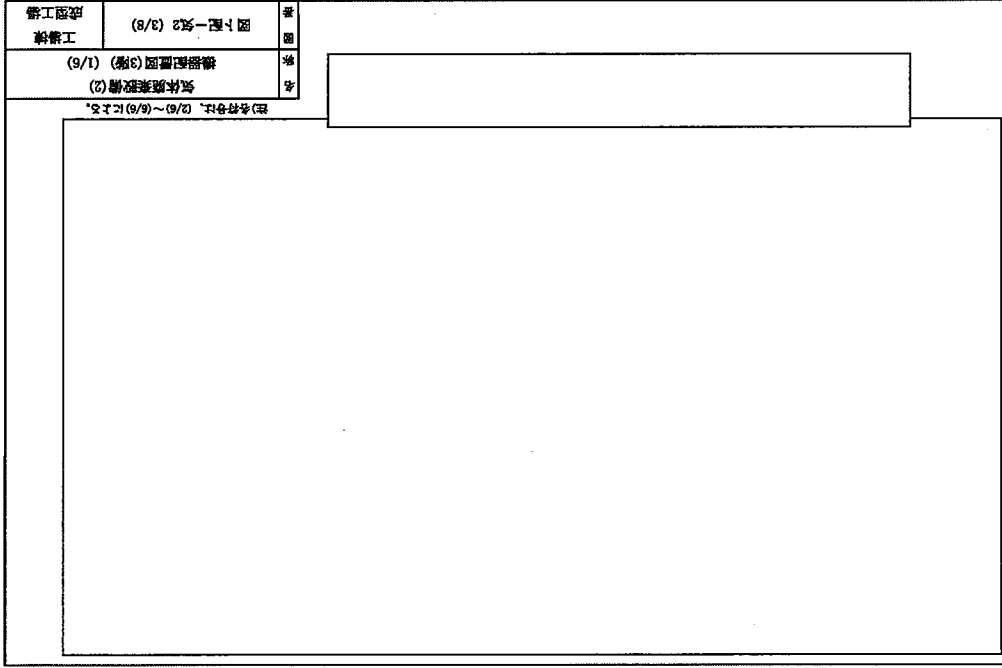
3576

変更理由

機器配置の表示を適正化する
ため。
なお、適合性評価における
影響がなく、加工施設の保
全上支障のない変更であ
る。

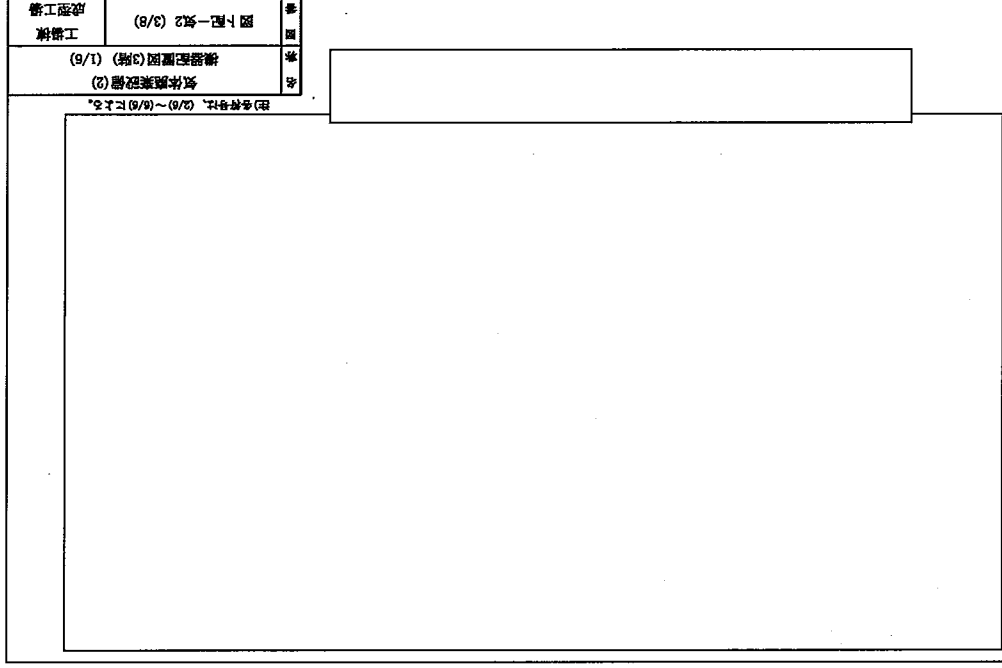
変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更前(令和3年2月25日付 原規規発第2102254号にて認可)



3576

変更後



3576

変更理由

機器配置の表示を適正化する
ため。
なお、適合性評価における
影響がなく、加工施設の保
全上支障のない変更であ
る。

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

添付 9

変更前(令和3年2月25日付 原規規発第2102254号にて認可)

燃料物質の最大貯蔵能力及び貯蔵機器の最大貯蔵量 (3/4)

燃料物質の 状態	建物名	区分	部屋名	最大 貯蔵能力	機器名		最大貯蔵量	
					機器単位	数量	機器単位	数量
クラッシュ	工場棟	成型工場	ペレット加工室		[546] 圧粉ペレット貯蔵機(1)			
					[546] 圧粉ペレット貯蔵機(2)			
					[546] 圧粉ペレット貯蔵機(3)			
					[550] 焼結ペレット貯蔵機(1)			
					[550] 焼結ペレット貯蔵機(2)			
					[550] 焼結ペレット貯蔵機(3)			
					[554] スラッグ貯蔵機(ペレット用)			
					[554] スラッグ貯蔵機(ペレット用)			
					[557] 仕上りペレット貯蔵機(1)			
					[557] 仕上りペレット貯蔵機(2)			
					[557] 仕上りペレット貯蔵機(3)			
					[557] 仕上りペレット貯蔵機(4)			
					[558] 仕上りペレット貯蔵機(後期型)			
					[562] 余剰ペレット貯蔵機(1)			
					[562] 余剰ペレット貯蔵機(2)			
					[562] 余剰ペレット貯蔵機(3)			
					[562] 余剰ペレット貯蔵機(4)			
					[579] 燃料棒一時貯蔵機			
					[581] 燃料棒一時貯蔵機			
					[584] 燃料棒貯蔵機(1)			
					[584] 燃料棒貯蔵機(2)			

4923

変更後

燃料物質の最大貯蔵能力及び貯蔵機器の最大貯蔵量 (3/4)

燃料物質の 状態	建物名	区分	部屋名	最大 貯蔵能力	機器名		最大貯蔵量	
					機器単位	数量	機器単位	数量
クラッシュ	工場棟	成型工場	ペレット加工室		[546] 圧粉ペレット貯蔵機(1)			
					[546] 圧粉ペレット貯蔵機(2)			
					[546] 圧粉ペレット貯蔵機(3)			
					[550] 焼結ペレット貯蔵機(1)			
					[550] 焼結ペレット貯蔵機(2)			
					[550] 焼結ペレット貯蔵機(3)			
					[554] スラッグ貯蔵機(ペレット用)			
					[554] スラッグ貯蔵機(ペレット用)			
					[557] 仕上りペレット貯蔵機(1)			
					[557] 仕上りペレット貯蔵機(2)			
					[557] 仕上りペレット貯蔵機(3)			
					[557] 仕上りペレット貯蔵機(4)			
					[558] 仕上りペレット貯蔵機(後期型)			
					[562] 余剰ペレット貯蔵機(1)			
					[562] 余剰ペレット貯蔵機(2)			
					[562] 余剰ペレット貯蔵機(3)			
					[562] 余剰ペレット貯蔵機(4)			
					[579] 燃料棒一時貯蔵機			
					[581] 燃料棒一時貯蔵機			
					[584] 燃料棒貯蔵機(1)			
					[584] 燃料棒貯蔵機(2)			

4923

変更理由

機器の員数の内訳の表記を適正化するため。
なお、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。